

魚津市告示第82号

魚津市コミュニティセンター検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年4月19日

魚津市長 村椿 晃

魚津市コミュニティセンター検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年4月からの全ての公民館のコミュニティセンターへの移行を協議するため、魚津市コミュニティセンター検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公民館 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定に基づき、魚津市公民館条例（平成11年魚津市条例第22号）で定める施設をいう。
- (2) コミュニティセンター 社会教育活動にとらわれない幅広い柔軟な活動が可能で、地域のコミュニティ活動を通して豊かで住みよい地域づくりを推進するため、魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号）第25条第1項第3号に定める地域振興会が運営を担える施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、公民館のコミュニティセンターへの移行に関し、必要な事項について調査研究等を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、市長が委嘱する。

- (1) 魚津市自治振興会連合会の代表者（会長及び副会長）
- (2) 魚津市公民館連合会の代表者（会長、副会長及び理事1名）
- (3) コミュニティセンター職員の代表者（1名）
- (4) 公民館職員の代表者（1名）
- (5) 魚津市総務部長

(6) 魚津市教育委員会事務局長

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は、前条に掲げる事項に関し検討課題等を集中的に検討するため、必要に応じて委員を指名し、少人数のワーキンググループを設置することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に掲げる事務が完了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域協働課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月19日から施行する。